

桶川市職員組織検討委員会設置要綱

(平成15年4月10日市長決裁)

(名称及び事務局の設置)

第1条 この会は、桶川市職員組織検討委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局を企画主管課に置く。

(目的)

第2条 委員会は、行政組織の調査・研究を目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、市長の指定した各部の部長等で組織する。

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 副市長
- (2) 副会長 企画財政部長

(役員の仕事)

第5条 会長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が必要に応じて随時開催する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成21年8月7日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 6 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 25 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。